

別紙1

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	連結財務諸表規則
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	財務諸表等規則ガイドライン
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	連結財務諸表規則ガイドライン
企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」	退職給付会計基準
企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」	退職給付会計基準適用指針

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>財務諸表等規則第8条55項において、「国債、政府関係機関債券”又は”その他の信用度の高い債券の利回りを基礎とし…」と記載されているのに対し、退職給付会計基準（注6）並びに適用指針第25号24項においては、「国債、政府関係債”及び”優良社債の利回り」とされている。</p> <p>割引率の決定においては、これらの債券の利回りのうち、何れか一つを考慮するとの理解で良いか。</p>	<p>割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りの定義は、本財務諸表等規則第8条55項及び退職給付会計基準（注6）並びに適用指針第25号24項において同様と考えられます。</p> <p>従って、御理解のとおり、割引率の決定においては、定義された債券の利回りのうち、何れか一つを基礎とすることで足りるものと考えられます。</p>
2	<p>従来、財務諸表等規則第8条の13第1項に規定のあった退職給付債務の定義が、改正案では、第8条55項において規定される形となっている。その内容については、実質的には改正のないものと理解しているが、一方で、退職給付会計基準においては、退職給付見込額の期間帰属の算定に係る定めにおいて重要な改正が行われており、期間定額基準と給付算定式基準の選択適用となっている。</p> <p>この退職給付見込額の期間帰属の算定方法は、退職給付債務の算定において重要な要素となるものであるが、退職給付債務の定義の設定に際し、退職給付見込額の期間帰属の算定方法を織り込む必要がないか、ご検討いただきたい。</p>	<p>御指摘のとおり、退職給付見込額の期間帰属の算定方法（以下「算定方法」という。）には2種類の方法を選択できることとされており、退職給付債務の算定にあたり重要な要素であると考えられますが、「退職給付債務」という用語を財務諸表等規則上定義する目的はその概念を示すことにあり、また、算定方法については専ら測定に関わる問題と考えられ、必ずしも退職給付債務の内容（性質）を決定するものではないことから、退職給付債務を定義するにあたっては、算定方法まで織り込む必要はないと考えられます。</p>
3	<p>年金資産の定義において「退職給付制度に関し」とあるが、退職給付会計基準の定義（同7項柱書き）では、「特定の」退職給付制度に紐付くことが明示されている。この「特定の」という文言がないことにより、退職給付会計基準が想定する年金資産の範囲と、規則が規定する年金資産の範囲に齟齬が生じる可能性があり、実</p>	<p>御指摘を踏まえ、退職給付会計基準における年金資産の定義と同一となるよう、規定に「特定の」という文言を追加いたします。</p>

	務に混乱を招くことがないとは言えないため、この「特定の」という文言については、財務諸表等規則の定義においても記載することが必要ではないかと考えられる。	
4	財務諸表等規則改正案第8条の13第1項第2号等において、調整表や内訳項目の金額の注記において「その他」という項目が示されている。当該項目は、各別に列挙された以外の項目が含まれることになると考えられるが、規則本文において「その他」と示されていることで、注記上「その他」という項目として掲記すべきと誤解される可能性があると考えられる。各別に列挙された以外の項目においても、個別に重要な項目がある場合、当該内容を示す名称で開示することが必要と考えられるが、この点を補足的に示すため、ガイドラインにその旨を記載してはどうかと考える。	本財務諸表等規則第8条の13第1項第2号、第3号及び第5号に規定する「その他」の項目については、同条第2項において、金額に重要性が乏しい場合を除き、具体的な名称を付して記載することが求められます。なお、同条第1項第4号ハ及び第7号ハに規定する「その他」の項目についても、重要性が乏しいと認められない場合には、具体的な名称を付して記載することが必要と考えられます。
5	財務諸表等規則改正案第8条の13第1項第6号では、退職給付信託について、企業年金制度における重要性を考慮することが明示されており、退職一時金制度に関して、退職給付信託を設定した場合には、注記の対象外とされているように思われる。 この取扱いは退職給付会計基準と同様であると考えられるが、改正案では企業年金制度を「会社等以外の外部に積み立てた資産を原資として退職給付を支払う制度をいう。」と定義している。この定義において、「退職給付を支払う制度」自体には退職一時金制度も含まれ、また、(一種のトートロジーではあるものの)「会社等以外の外部に積み立てた資産」に退職一時金制度に係る退職給付信託が含まれるようにも読み取れる。その結果として、ここでいう企業年金制度の中に意図しない退職一時金制度が含まれることになりかねないため、定義について再考願いたい。	本財務諸表等規則第8条の13第1項第6号における企業年金制度の定義には、退職一時金制度は含まれません。
6	財務諸表等規則改正案では、退職給付制度の概要について、確定給付制度の概要と確定拠出制度の概要を記載する規定となっている。一方、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(以下「退職給付会計基準」という。)第32項などでは、確定拠出制度の注記において、制度の概要を記載すべきことは明示されていないようにも思われる。 この改正案での取扱いは、現行の財務諸表等規則ガイドライン8の13-1-1における、確定拠出企業年金についての取扱いを踏襲したものとして理解しているが、会計基準に特段の定めがないとしても、ガイドライン及び現行実務に従い、確定拠出制度についてもその概要を	御意見のとおりです。

	記載することでよいか、確認したい。	
7	<p>複数事業主制度に関する注記については、AIJ問題の重要性に鑑み、概要のみならず名称等の開示がなされるべきである。また、「年金資産の額を合理的に算定できない場合」においても、複数事業主制度が採用している割引率、長期期待運用収益などの開示はできるはずであり、企業分析上も必要である。</p> <p>退職給付信託は不透明な部分が多いため、財務諸表等規則第8条の13第1項第6号イにおいては、重要性の規定は不要であり、全ての場合に開示がなされるべきである。また、退職給付信託は資産の内訳が不透明であり、個別銘柄の名称、金額などの具体的な資産の内容についての記載がなされるべきである。</p>	貴重な御意見として承ります。
8	<p>財務諸表等規則改正案第32条第1項第12号等では、連結貸借対照表における退職給付に係る資産及び貸借対照表における前払年金費用のいずれも、区分表示項目とするものとされている。</p> <p>しかしながら、今般の退職給付会計基準の改正において、当該項目の重要性が増すような改正は行われていないものと考えられる。また、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日 企業会計審議会)においては、将来の退職給付のうち当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上することを基本的な考え方としており(四 会計基準の要点と考え方 1. 会計基準の基本的考え方)、表示についても負債の計上についてのみ言及している(6. 表示)が、退職給付会計基準等も基本的な考え方は、意見書から変更されていないと考えられる。</p> <p>このため、従来どおり、区分表示の必要はないのではないかと考えられるが、新たに区分表示とした理由を確認させて頂きたい。</p>	退職給付債務及び年金資産の期末残高と(連結)貸借対照表に計上された退職給付に係る資産項目及び負債項目との調整表の注記が規定されたこと(財務諸表等規則第8条の13第1項第4号、連結財務諸表規則第15条の8第1項第4号)及び負債側との整合性を図る観点を踏まえ、本財務諸表等規則においては、新たに「退職給付に係る資産」及び「前払年金費用」を区分表示項目としております。
9	<p>初めて金融商品取引法の規定による(連結)財務諸表を作成する場合に2期併記される(連結)財務諸表は、通常の当期の(連結)財務諸表(当期の数値と比較情報としての前期の数値)ではなく、当期の(連結)財務諸表と前期の(連結)財務諸表が並べて記載される規定となっているものと思われる。</p> <p>今般の改正の趣旨は、当期の(連結)財務諸表において新たな会計基準が適用されている場合であっても、当該会計基準において遡及適用の定めが設けられていない場合には、前期の(連結)財務諸表には新たな会計基準が適用されない取扱いを明示したものと理解しているが、この理解で誤りがないか。</p>	<p>新たな会計基準に遡及適用に関する経過措置(前期以前の期間について新たな会計方針の適用を求めない旨の経過措置)が規定されていない場合には、当該会計基準の遡及適用が必要になると考えられます(「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第6項(1)参照)。</p> <p>今般の改正は、遡及適用に関する経過措置が規定されている場合においては、本財務諸表等規則等又は会計基準に規定された経過措置に従って会計処理を行うことが求められ、新たな会計方針を前期以前の期間について遡及適用する必要はないことを明確にするものです。</p>

10	<p>連結財務諸表における複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記では、財務諸表等規則改正案第8条13の3の規定を準用する規定となっている。ただし、財務諸表等規則改正案第8条13の3では、「財務諸表提出会社の年金資産」とされている箇所があり、連結財務諸表では、当該記載について、「連結会社の年金資産」とする読替え規定が必要ないか、ご検討いただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
11	<p>未認識債務の会計処理については、連結・個別で異なる処理を行うものとされ、個別財務諸表では、取扱いが異なる旨を記載することとされている（退職給付会計基準第39項(4)）。財務諸表等規則ガイドライン改正案では、当該注記について、その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項（財務諸表等規則第8条の2第10号）に記載することとされているが、引当金の計上基準に併記された方が、より一貫性があるのではないかと考える。</p>	<p>「引当金の計上基準」として記載することが想定されている数理計算上の差異及び過去勤務費用等（以下「数理計算上の差異等」という。）の費用処理方法に関しては、個別財務諸表と連結財務諸表において、基本的に、会計上の取扱いが異ならないと考えられます。</p> <p>上記事項に続けて、「数理計算上の差異等の貸借対照表における取扱いが連結財務諸表と異なる旨」の注記を記載すると、数理計算上の差異等の費用処理方法が個別財務諸表と連結財務諸表とで異なるとの誤解を与えるおそれがあることも踏まえ、重要な会計方針の注記中「その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項」として記載を求めることとしました。</p>
12	<p>財務諸表等規則ガイドライン等の改正案に示されている確定給付制度の概要について、会社が採用している確定給付制度及びこれらに関する補足説明の具体的事項（対象範囲、設定時期及び移行時期等）として、詳細なガイドラインが示されている。しかしながら、退職給付会計基準等では、ここまでの具体的な内容は示されていないように思われる。</p> <p>この改正案での取扱いは、現行の財務諸表等規則ガイドライン8の13-1-1の取扱いを踏襲したものと理解しているが、ガイドラインの規定は会計基準と整合させて必要最小限にとどめ、実務に委ねることも考えられるため、ご検討いただきたい。</p>	<p>本ガイドラインにおいて掲げている補足説明の具体的事項は、例示となりますので、各企業の実情等に応じて、適切に記載が行われるものと考えられます。</p>
13	<p>財務諸表等規則ガイドライン等の改正案では、その他退職給付に関する事項の注記の具体例として、厚生年金制度における代行部分に係る退職給付債務及び最低責任準備金の内容等が示されている。</p> <p>この改正案での取扱いは、現行の財務諸表等規則ガイドライン8の13-1-2-2の取扱いを踏襲したものと考えられるが、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について（平成13年3月期版）」の記載事例3においては代行部分を含む旨が記載されているのみであり、代行部分に係る退職給付債務及び最低責任準備金</p>	<p>当該項目は、その他退職給付に関する事項の注記について、財務諸表の作成者の便宜等のために確認的な規定を置いたものです。今般の退職給付会計基準の策定後も従前と同様の取扱いとするのが適切であると考えられるため、引き続きガイドラインとして規定することといたしました。</p>

	<p>の内容は記載されていない。これらの事項に係る明示的な定めがない点は、退職給付会計基準についても同様である。</p> <p>また、記載することができる、という取扱いになっているが、その他の追加的情報を提供するという当該項目の趣旨を踏まえると、これらの項目が記載できるのは当然ではないかとも考えられ、当該項目をガイドラインに規定する趣旨をお教え願いたい。</p>	
14	<p>連結財務諸表規則ガイドライン改正案13-5では、「財務諸表等規則ガイドライン8の2-1から8の2-10（2を除く。）までの取扱いは、規則第13条第5項に規定する事項について準用する。」とされており、準用先の財務諸表等規則ガイドライン案8の2-6第2項では、「退職給付引当金については、退職給付見込額の期間帰属方法並びに数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法が含まれるものとする。」とされている。</p> <p>今般の改正案によって、連結財務諸表規則に「四 退職給付に係る会計処理の方法」が新設されたことに伴い、連結財務諸表規則ガイドライン改正案13-5においては、準用先の「退職給付引当金」という科目から「退職給付に係る会計処理の方法」に読み替える等の技術的な対応が必要となる。したがって、読み替えに関する手当が必要であると考えます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、退職給付に係る会計処理の方法に関する留意点については、財務諸表等規則ガイドラインの規定を準用する方法に替え、連結財務諸表規則ガイドラインに規定を新設いたします。</p>
15	<p>退職給付会計基準適用指針では、代行返上があった場合の注記（退職給付会計基準適用指針第61項）及び小規模企業における簡便法の注記（退職給付会計基準適用指針第62項）が定められている。一方、規則上はこれらに対応する規定がないため、規定の必要がないか、ご検討いただきたい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>